

請第3号

日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する請願

1 請願年月日 令和5年8月23日

2 紹介議員 前田 正治

3 請願者

4 請願の要旨 在日米軍の兵士や軍属らによる事件や事故は、旧日米安保条約の発効後1952年から現在までに全国で21万件を超え、日本人の死者は、1,100名に届こうとしています。中でも沖縄県における件数は、圧倒的多数を占めています。1972年の日本復帰までのものは、実態把握が出来ず含まれていないものの、復帰以降の件数は、4万5000件を超えています。そのうち米軍機墜落が47件、凶悪犯罪(殺人、強盗、放火、強姦)が570件以上に及んでおり、沖縄をはじめ全国で国民の安心・安全が脅かされ続けており、この状況を早急に正していくことが求められています。こうした事件・事故の背景には、国内法を無視した米軍用機の低空飛行などを認める航空特例法や、事故の際、日本側に立入り権のないこと、刑事裁判権における米軍の特権などを定めた日米地位協定があります。

日本弁護士連合会は、2014年に日米地位協定改定への意見書を提出しています。また、2018年7月に札幌市で開かれた全国知事会は、「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択しました。この提言の中には、「日米地位協定を見直し航空法や環境法令など国内法を原則として適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの保障などを明記すること」が盛り込まれています。

この提言以降、全国各地の自治体議会で、全国知事会の提言を踏まえた意見書採択の取組が広がっています。その数は2018年7月から2023年3月23日現在で、10道県229市町村の計239件に上っています。沖縄県議会は米軍関係の事件・事故に対する意見書を3回採択し、その都度、日米地位協定の抜本改定を要求しています。

以上の状況を踏まえ、下記事項の実現を強く求め、日本政府に意見書の提出をお願いします。

記

- 1 日米地位協定を抜本的に改定し、基地提供の期間や使用目的など条件の明記、米軍への国内法の原則適用、基地内及び事故現場への日本側の立入りなどを実現すること。